

公布された規則のあらまし

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第 42 号）

- 1 民法が改正され、未成年者の法定代理人に法人を選任することができることとなったことに伴い、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書について、所要の改正を行うこととした。（様式第 5 号関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則（規則第 43 号）

- 1 消費税率等の改定に伴い、使用料の額を改定することとした。（別表関係）
- 2 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第 44 号）

- 1 各保健福祉事務所の衛生対策課の分掌事務に、興行場に関する条例の施行に関すること等を加えることとした。（第 3 条関係）
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の題名の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第 3 条関係）
- 3 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。ただし、2 については、公布の日から施行することとした。

佐賀県立佐賀コロニー管理規則の一部を改正する規則（規則第 45 号）

- 1 佐賀コロニーの利用定員を 135 人から 125 人に変更することとした。（第 9 条関係）
- 2 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 46 号）

- 1 身体障害者診断書・意見書のうち心臓の機能障害の状況及び所見（18 歳以上用）に、ペースメーカーの適応度等の記載項目を加えることとした。（様式第 6 号関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。